

奈良県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十五年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

監事 堀内 元勝

葛城市北花内六四五―一